

国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会の議事運営等について
(案)

平成 26 年 12 月 9 日

国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会

国際的動向を踏まえたオープンサイエンスに関する検討会（以下、「検討会」という。）の議事運営等について、以下のとおり定める。

1. 座長・副座長について

検討会に座長及び副座長を置く。副座長は座長が指名する。

2. 検討会の公開及び資料の公表について

(1) 検討会は、原則として公開で行う。

(2) 検討会の配付資料は、支障のない限り原則公開する。

(3) 座長は、検討会の公開又は配付資料の公表をしないことが適当であるとしたときは、その全部又は一部を非公開、非公表とすることができる。

3. 議事概要について

会議終了後、速やかに議事概要を作成し公表する。